

都道府県教職員組合成立期における 現職教員の研修権保障をめぐる社会運動の展開

— 認定講習受講拒否闘争および受講者旅費増額運動を中心に —

The Development of the Social Movement for the Guarantee of Teacher Training Rights in the Period of the Establishment of Local Teachers' Unions

— Focusing on the struggle against the refusal to attend accredited training courses and the campaign to increase travel expenses for attendees —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 教育職員免許法認定講習, 都道府県教職員組合, 社会運動, 研修権保障

[所属 Institution] 岐阜大学大学院 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要旨 Abstract] 本稿は、戦後初期日本において都道府県教職員組合が設立され、当時の現職教員に対する研修権がどのように保障されようとしていたのか、その社会運動（認定講習受講拒否闘争・受講者旅費増額運動）の展開過程を解明したものである。すなわち、教育職員免許法等の施行にともなう現職教育制度の実施に際して、認定講習の開設主体としての教育委員会側と受講者代表としての組合側の関係性により、都道府県ごとに異なる様相を呈していた。すなわち、①両者の交渉決裂により認定講習への不参加を断行した事例（山形県・熊本県）、②両者の妥結により当初の計画を変更することで認定講習を再開した事例（長野県・山口県・大分県）、③認定講習の開設以前に両者が協力的な関係を構築していた事例（北海道・鳥取県）、④受講者旅費の増額を争点として対立が長期化した事例（高知県）がみられた。しかし、当時は仮免許状に有効期限が設定されていたことから、組合員（現職教員）にとって認定講習への不参加が身分保持上の不利益に直結していたため、社会運動は次第に衰退していった。

1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、戦後初期日本（1945年～1955年）において、都道府県教職員組合の設立直後を対象として、主たる現職教育制度であった教育職員免許法認定講習（以下「認定講習」と略す）が開設される中で、現職教員の研修権がどのように保障されたのか、それを取巻く社会運動の展開過程から解明することである。

戦後教育改革の動きの中で、1947（昭和22）年6月8日には民間情報教育局（Civil Information and Educational Section：CIE）による教員集団の民主化政策の一環として「組合員の経済的・社会的・政治的地位の向上を図り、教育ならびに研究の民主化に努め、文化国家の建設を期する」ことを目的とする日本教職員組合（以下「日教組」と略す）の設立が容認された。これは、全日本教員組合協議会（全教協）・教員組合全国連盟（教全連）・全国大学高専教職員組合が大同団結し、単位組合（単組）の連合体として会員数約55万人（結成当時）を擁する全国的組織であった。他方、1949（昭和24）年9月1日に教育職員免許法（以下「免許法」と略す）等が施行され、戦後の教員資格が法定されると、全国の現職教員は在職しながら5年以内に仮免許状の更新または免許状の上進をせざるを得ない状況に置かれた。

このことについて従来の研究によって、校長・教育長・指導主事免許状制度が廃止に至った原因の一つとして、日教組からの反対闘争があげられてきた（高橋1983・1995・1998）。さらに、認定講習の開設直後から現職教員の経済的・地理的・時間的制約が争点となり、日教組は各都道府県の教職員組合に対して認定講習への参加拒否を呼びかけていたことが解明されてきたが（芥川2021）、それに対する都道府県教職員組合側の対応については検討の余地が残されている。そこで、本研究においては、日教組による社会運動の全国的要請がどのように都道府県教職員組合に波及していき、都道府県教育委員会との関係性の中で認定講習受講拒否闘争および受講者旅費増額運動が展開されたのかを明らかにする。

2. 都道府県教職員組合における認定講習受講拒否闘争の展開過程

(1) 地方教職員組合の主導による認定講習不参加の断行事例

日教組は現職教員の既得権益保護を目的として、経済的・地理的・時間的制約が解消されないうちは認定講習を受講しないよう各都道府県の教職員組合に協力を呼びかけた。ただし、日教組はあくまで単位組合(単組)の連合体であるため、当然その決定方針は単組による社会運動の参加・不参加あるいは程度・内容を拘束するわけではない。そのため、認定講習の開設主体としての都道府県教育委員会(場合によっては大学も含む)と受講者代表としての地方教職員組合の関係性が、認定講習受講拒否闘争に直接的または間接的に影響しており、社会運動をめぐる動態は全国的に一律ではなかった。

第一に、教育委員会側と組合側の交渉決裂により、認定講習への不参加を断行せざるを得なかった事例である。例えば、山形県では、1950(昭和25)年7月から認定講習受講拒否闘争が激化しており、同県教育委員会は「少からぬトラブルの生じたことはまことに遺憾に思われる」としたものの、その後「主催者と受講者のまじめな研究と反省のもとに、相互理解の立場にたつ、次期計画の準備中であることを報告できることは、まことに喜ばしい」として、状況が改善しつつあることを報告した^(註1)。ところが、1950(昭和25)年11月22日に開催された第41回教育委員会会議では、「昭和25年度教育職員免許法認定講習第3期計画について」審議していく中で、次のような認定講習の開講日程が争点となった^(註2)。

○佐藤源治(学校教育課長)：第3期計画は、9月、10月と研究期間を設けまして、10月の終り頃に各出張所までに認定講習を実際やつた上においていろいろ地元の出張所の方の協力機関である協議会で大体どのような希望をもっているかを調査の上、こちらの方で当初に考えました第3期計画と合せて、いろいろ希望も入れまして計画した訳であります。当初の計画と違う点は校長講習を4単位と考えておりましたが、3年間延期になったことから、3単位とし、(中略)計画してまいりたいと思っております。この第3期計画については去る13日に認定講習委員会を開催した際に、この案は受講者の希望をいれた案でもありますので、大体この案で進みたい。大部分、校長講習であることから講師は事務局関係、大学の教育学部関係に限定されますので、大学の方は後期は非常に忙しいし、授業に差つかえがあつては困るので、教育学部の方で許す範囲内で計画したらどうかということで、委員会から出ている委員と、教育学部から出ている委員の間で、可能な範囲で計画をたてるというように決つた訳であります。そうして教育学部と、こちらの方で折衝いたしました結果、こゝに掲げました案ができあがつた訳でございます。こゝで問題になりますのは、教育学部の部長会議で、眞野部長が出席した際に、4日間やらぬば(ママ)認めないというようなことをしようという申合せをしたので、3日目にテストをやると、実質的に3日になってしまうようなおそれがあるので、4日目に講義(ママ)が終つたあとでテストをやるといふように認定講習委員会では、きまつた訳であります。それについて特にそういうようなことを大学の方でいう所以は、認定講習を受けたという熱望があつた場合、希望者のみにやることにしたい。それで3日でなければならぬとか、3日でなければ厭だとかいふようなことであれば大学の方としては、学年末で忙しいということもありますので、本当に熱望する者にもみやりたい。希望しない者に対しても無理無理やるといふことでなく、希望者が少なければ少いだけのものに対してやるということ認定講習委員会で決つた訳であります。(中略)

○塚原主計(教育長)：今回の認定講習第3期計画は私共としても決して無理をして夏のようなトラブルを起しながら、尚強行するということはいしたくないというように考えている訳であります。従つて熱烈な希望者だけに限つて差つかえないのでないかというように考えます。ただ大学案は3日を4日に延長した。実際は4日だつたので3日に学科のテストをしたので、4日出なくとも済んだんですが、テストを4日の午後にするので4日も出なければならぬというので、教員組合の側としては不満がある訳であります。大学側としては、矢張り、一旦は始めるからには4日なければ纏つた講義ができない。こういう主張が全国的に出るようなことになりまして、そういう申し合せをしているんですが、国庫予算の申請は5日とつています。それが大蔵省と文部省との間の認定講習費をとつた本当の根拠であります。大学側も夏の問題もあつて、多少硬化しているようであります。本当に頭を下げてくるならやつてやるという具合に少し硬化しているように思うんですが。私共としては決して無理をしてやりたくないと思つております。ただ、この線だけは予算をとつておりますし、しかも文部次官の説明では(中略)出来ればこの際を受けて、早くこの問題を片づけておいた方がいいんじゃないかというように心から願つているのであります。しかしながらこの前のように無理はしたくない。(中略)これを御承認願つておいて組合や学校長が4日ではやらないということであれば、これは実行しない。4日でも受けるということになれば、この儘やり、本当に熱望するものに対してやつて行く。そういう考えで立案している訳です。

○梅津金吉(教育委員)：そこのところの、4日でやるかやらないかという、この二つのうち一つな訳ですね。

○塚原：4日でも受けるといつても数が非常に少く5人や10人ですと、講師に気の毒ですから会場を減らすとか、来年に廻すという問題がある訳で、4日として一応出たんですが、それで受けるものとすれば一応受けるものとしての計画となつてくる訳です。

- 梅津：その時にいろいろな問題が起きたときは、あつさり今回はやめるという結論になる訳ですか。
- 塚原：組合もそれを承知している訳であります。3日でやつてくれるように教育長に頼んでくれと。教育委員会の方にも頼んでくれといつているんです。事務の方も頼まれているんですが、向うは強硬なんですよ。全国でやつているんだから山形県だけ3日にする訳には行かないといつている訳です。
- 佐藤：これは組合の方では別に受けないということはいつていないのでありまして受けるから、まあこういうような希望が出てきた訳です。ただ問題は大学側の4日目のテストにかかっているんで、うまく運営できるような努力を28日までいたしたい。いまのところ受けないという前提はないのでありまして、それまで組合の方としても有利に展開するように努力することになっているようです。はじめから全然やめてしまうというのでなくてそういう考えなんです、しかしどうしても4日では駄目だということになった場合には受講者の希望の状況によって計画を縮少するようにいたしたいと考えております。
- 梅津：で、校長の代表の意見だけでなく、個々の校長の案に対する希望なりなんなりが反映できる訳ですね。
- 佐藤：そうです。個々の校長から直接ではありませんが、地域的な校長代表者というようなものが、校長の意向をきいて反映するといった格好です。
- 梅津：そうしますと仮りに不成立になるというようなことになっても委員会ではあつさり開かないで来年まで見送るということを考えている訳ですね。
- 塚原：そうです。
- 井上（主事：名は不明）：（中略）先程御説明ありましたように、この原案は、いわゆる7月末の申合せに従って受講者代表、組合代表、校長代表、事務局代表、大学代表できめたのでありますから、大体日数を幾日にするかという、それが問題として残っている訳でありますから、その受けるか受けないか、最後の決定が28日午後3時から、会合できまる訳ですが、予定としては12月2日からやろうという考えでありますから、それには前もつてこの案を地方に知らせてやるんだつたらこれでやる。28日の会議で受けないということにきまれば、この案はやめるという、あつさりした形で内示をしようと思っております。それからきくところによりますと、組合の方でもいろいろな施策をとつているそうでありますし、校長代表は27日の日に各都市から集つてこれに対して十分に検討をしてその結果28日の会議に出るとしております。28日の会議で受けるということになりましたら、間誤つかないような手順はできております。結局組合と対立するような格好で無理押しするようなことは一切やつておりません。したがって全然トラブルは起らないものと確信しております。
- 梅津：この案は今の御説明によりまして、組合も校長会も各代表が集つてつくられたということがわかりました。それからいまの校長の講習、4日1単位、3日云々の問題、この講習はやるかやらないかと先程から私がくどく伺っている理由ですがこれをやるということは今後26年度も大体これに右ならえになつて行くと考えられます。それでなにか問題が残るとそれがあとに尾を引いて行くということになりますから絶対にトラブルが起らないように万全の対策をとつていただきたいと、こういうのです。
- 佐藤：26年度においては組合の方も26年度ということであればこれは新しい立場で考えと申しております。いまの話は7月にきめたので年度内に変られては困る。25年度においてはたとえばこの案で行くにしても26年度に影響するということはない。26年度であれば話は別になるのではないかと思います。

（下線は筆者による）

このように、認定講習の開講日程について、4日間に増設したい山形大学側と3日間のまま堅持したい山形県教職員組合側の意見の対立がみられた。すなわち、前者は認定講習における単位付水準の保証を、後者は受講者の時間的制約の軽減をそれぞれ根拠として主張を展開しており、最終的な決定によっては同年度の認定講習の各科目は不開講となることが確認された。特に、山形県においては認定講習受講拒否闘争について、強行することによって「絶対にトラブルが起らないように万全の対策をとつていただきたい」という意見が出されるほど、双方の対立が深刻な影響を与えていた。これらのことから、もともと認定講習の計画・審議・運営のための機関の中に、県教職員組合の代表を位置づけていた場合、受講者側の既得権益の保護や経済的・地理的・時間的制約の軽減が図られやすい環境にあったといえる。

他方、熊本県では、1950（昭和25）年7月6日に開催された第7回教育委員会会議において「認定講習計画の決定実施案について」（議事7）審議が行われた^(註3)。ところが、7月8日から10日にかけて開催された日教組中央委員会において認定講習への不参加の方針が決定されると、同県においても14日の熊本県教職員組合執行委員会で講習不参加を決定し、科目開講初日の20日には熊本大学会場を中心に休講が相次いでおり、実際に開講したのは県内16会場のうち玉名地区・松橋地区・熊本第一地区の3会場にとどまり、受講者も69名（本来は約5,000名が受講予定）にすぎなかった^(註4)。これを受けて、7月21日に開催された第8回教育委員会会議において委員長からは「認定講習開講の結果教組の全面的不参加のことについて協議したい旨」（議事1）、教育長からは状況報告（議事2）および「会の形式を協議会としたい旨」（議事3）に関する説明がなされ、認定講習の方針（議事4）について協議が行われることとなった^(註5)。その結果、認定講習の計画変更案として、

①1単位目の科目開講(7月20~23日)は3会場(熊本地区・玉名地区・松橋地区)のまま続行すること、②2単位目の科目開講(7月24~27日)はすべて熊本地区会場に合流して実施すること、③それ以後のことは事前に指示することが確認され、これらは委員会審議(議事5)を経て可決された^(註6)。そして、委員長談として「教育委員会は大学教組及び学校側代表をもつて認定講習計画委員会を組織し数次に亘る協議の上具体案を立てこれを実行に移したが中央並に地方の実情に鑑み一部変更した」として、今後は「文部省の意向その他を参照し善処する」こと(議事6)が委員会審議により可決(議事7)された^(註7)。

一方、熊本県教職員組合側から寄せられた意見開陳のための申入(議事8)を諮ったところ、意見を聴取すること(議事9)で一致したが、組合側からは「今更いうことなし」との回答が得られたため本件の議事は取消された^(註8)。その後、7月26日に開催された第9回教育委員会会議では、認定講習の計画および経過について(議事4)次長から説明・聴取があり、認定講習再計画案について(議事6)委員会審議により原案どおり承認・可決された^(註9)。このことから、8月4日に熊本県教職員組合臨時大会が開かれ、認定講習不参加の方針については7日をもって解除し、受講者旅費の支給を条件として再開することが決定された^(註10)。

このような動きの中で、九州民事部のルーチ教育課長(A. Lucchi: 1950年1月~1952年1月在任)は、8日の記者会見において認定講習受講拒否闘争について「認定講習会にたいする教組の態度は中央の動きに盲目的に左右されて下からの組合員の声が反映されていない」として批判した上で、「講習参加にともなう経済的負担はよくわかるが、受講したうえで漸次解決をはかるべき」であり、また「教育委員側も食堂、合宿所などの施設も考慮しなければならない」とする勧告を九州地方の各県教育委員会および教職員組合に対して発出した^(註11)。

以上、教育委員会側と組合側の交渉決裂を受けて、地方教職員組合の主導により認定講習への不参加を断行せざるを得なかった事例(山形県・熊本県)がみられた。ここでは、認定講習の開講日程について、単位付与水準の保証のために4日間に増設したい大学側と、受講者の時間的制約の軽減のために3日間のまま堅持したい組合側の意見の対立がみられた。このことについて、もともと認定講習の計画・審議・運営のための機関の中に、受講者代表として地方教職員組合員を位置づけていた場合、受講者側の既得権益の保護や経済的・時間的制約の軽減が図られやすい環境にあったといえる。

3. 認定講習受講拒否闘争の妥結と現職教育計画の変更事例

第二に、認定講習に対する不参加の態度を表明するうちに、教育委員会側と組合側が妥結し、当初の現職教育計画を変更することで認定講習を再開した事例である。例えば、長野県では、1950(昭和25)年4月13日付で認定講習の開講が認可され、講師の配置その他諸般の準備を完了し、5月20日から春期講習(土・日曜日開講)が計画どおり開設されることとなった^(註12)。開設当初こそ、長野県教職員組合は認定講習の運営に対して協力的な姿勢をとっていたが、夏期講習の科目開講時期が迫ってくると、日教組の協力要請に応じて認定講習への不参加を表明した。とりわけ、7月27日には長野県教職員組合執行委員長から長野県教育委員会に対して、①認定講習(7月28日からの夏期講習も含む)の即時延期、②受講料徴収の完全廃止、③すでに受講した講習の旅費・宿泊費の即時支給について申入を行った^(註13)。これに対して、7月29日の第40回教育委員会臨時会(松本市)では、主管課の意見を聴取した上で、①7月28日から8月4日にかけて開講する予定の講習科目は延期できないものの、8月5日以後の講習科目は計画の変更を検討すること、②受講料廃止の実現のために努めること、③すでに受講した講習の旅費・宿泊費について即時支給はできないものの、今後の予算獲得に努めることという回答がなされた^(註14)。

これを受けて、まずは夏季講習の科目を1単位分のみ開講した上で、以後の2単位分は中止するとともに、「現職教育審議会」を「運営協議会」に改組して今後の認定講習に関する実施計画を諮問し、追加予算を編成して県議会に要求することとなった^(註15)。その結果、当初の実施計画は大幅な変更を余儀なくされ、秋期講習については各地区の会場校による自主的な運営に委ねられ、全教職員の参加による数カ月間の事前研究に基づいて4日間の研究集会在が開催され、教職専門科目(1単位分)が付与された^(註16)。しかし、そもそも研究集会是は演習・研究討議を主とする現職教育の方法であり、各学校が抱えている実践的な諸課題の解決にとって有効ではあるが、1単位相当の単位を修得する場合に経済的・時間的制約を受けやすい方法であった。

他方、山口県では、1950（昭和25）年6月26日の教育委員会会議において「免許法認定講習第2期計画について」指導課長より報告があり、その際に以下のような質問が寄せられた（註17）。

- 吉村宮男（指導課次長）：日曜日のレポートは廃止する。第2次講習には初等中心の共通講座，中等中心の共通講座を設けたい。
- 黒神直久（教育委員・予算教科書）：再教育講習その他の単位追認はどうするか。
- 山本重治（管理課長）：月末にある中国ブロック会議で協定したい。
- 宮崎匠（教育委員・調査教科書）：代休はどうするか、肉体的過労に対する考慮は払わるべきである。
- 金津新治（教育次長）：第2期は休暇中であるから、その必要はあるまい。
- 山本：筋としては、代休を与えて子供を遊ばせることは好ましくない。しかし日曜連続の実施は計画上避くべきである。
- 松岡留治（教育委員・施設調査）：この講習は現実とかけ離れている、何か解決の方法はないか。週五日制を採用しては。
- 弘津徹也（指導課長）：地域社会の関係から、本県では全面的には実施されていない。
- 山本：五日制を採用して1日を研修に当てることは何等問題はないと思うが、現実的には子供を2日遊ばせることは好ましくないのではないか。各委員より五日制についての意見が続出し、更に研究することになった。
- 松岡：受講旅費の問題もあるゆえ、総合的に研究して欲しい。

（下線は筆者による）

すなわち、受講者側の経済的・時間的制約と、各学校における教育活動の制約の問題が指摘され、詳細については継続審議されることとなった。この問題は県民からの関心も高く、翌月の教育委員会会議では開会前から「多大の関心をもつた傍聴者で会議室は既に満員」の状況であり、協議事項「免許法認定講習について」組合側の要求に対して、教育長からは教育委員会側の方針として、①夏期休暇の全期間を通じて開講する案、②単位の早期修得希望者のために現行のまま開催する案、③予算折衝の点から中止する案等が提示され、以下のように議論は白熱した（註18）。

- 松岡留治（教育委員・施設調査）：文相の発言をも考慮に入れ、時期を考えてはどうか。
- 野村幸祐（教育長）：受講者の方で取捨選択して頂きたい。
- 宮崎匠（教育委員・調査教科書）：追認確定まで講習をおいては？
- 山口県教職員組合：大学講師側も延期の不满はないようだ。
- 吉村宮男（指導課次長）：大学側の意向は、既に実施中だから、今直ちに中止することは困難である。講師の了解は大学教組の方から出来るかもしれぬが、企画協議会にははからねばならぬので。
- 弘津徹也（指導課長）：トラブルを起さないようにと言うのが中止の根本であるから、受講者の側で選択受講されればよい。この点組合の方で充分指導していただければ。
- 宮崎：実施計画の変更は早急に出来るか。
- 吉村：根本的改正には1、3カ月を要する。中止すれば後でこれを取返すことは出来ない。
- 松岡：講習の頻度により、経済のひつ迫、講師、受講者の過労、学校教育の窮迫が考えられるが、この問題よりも、トラブルが起ることによる方が問題であるから、ゆつくり開講したら。
- 吉村：根本的修正は時間的に困難、ある回数を全部削除するのであれば可能性はある。
- 外側正城（学事課長）：自分で取捨選択したらどうか。
- 山口県教職員組合：根本は法改正の問題である。県は受講者の気持ちを汲んでいない。去る8日のトラブルと想起されたい。

[休憩]（17時50分再会）

- 石井司（教育委員会委員長）：種々意見をきいたが、8月3日までは講習を続ける。その後は28日の企画協議会に諮って決定したい。

[この間教委、教組間に本質論、方法論について応酬]

- 松岡：本質論はつきている。問題は大学側の理解がつかどうかにある。
- 宮崎：1単位で中止すれば事務局が困る。2単位まで実施すれば不参加が起るので、1単位において委員も協力し、事務局の困るところを解決するよう努力しては如何。
- 野村：大学側の協力を得ぬと結論的に受講者が困る。事務的に処理出来るかどうかは無理がある。出来れば3日迄実施したい。
- 山口県教職員組合：1単位で終える方が困難が少い。
- 弘津：県と共同主催のものであるから、事態收拾のためには幹事会をまつて、充分形を整えたい。
- 熊谷蔵之允（教育委員・予算施設）：1単位が問題、技術上の問題で、県方面と中央状勢とを調査し、組合の了解を得て行けばよい。
- 山口県教職員組合：事態收拾に努力してほしい。

[休憩] (19時50分再会)

- 野村：28日の協議会にかけ折衝することにして、不参加にならぬよう自由意志で定めるよう努力願いたい。
- 山口県教職員組合：全国24県が延期している。事務局の諸問題も困難があろうが何とか乗り切つてほしい。
- 議長：無記名投票で決定する。

[投票結果] 2対3で8月3日まで実施に決定 (20時閉会)

(下線は筆者による)

すなわち、認定講習の即時中止または延期を要望する組合側と、各科目を開講した上で参加・不参加の判断を受講者側に委ねようとする教育委員会側の意見が対立した。特に、当時は夏期休暇における認定講習の科目開講が差し迫っていたことから、石井司 (山口県教育委員会委員長) からは8月3日まで1単位相当の科目を開講した上で、その後の講習継続の可否について28日の企画協議会に諮って決定するという妥結案が提示された。結局、この案は企画協議会の決定を待つこととなり、認定講習への参加・不参加の判断は受講者側に委ねられるとともに、事態の収束に向けて両者が協調することで合意が得られた。その後の教育委員会会議においても、11月24日には「第3時免許法認定講習計画について」講習期間が^(註19)、翌年1月25日には「昭和25年度第4期認定講習実施企画案について」開設講座数と受講者旅費の配分が^(註20)、2月26日には「免許法認定講習受講旅費の配分基準について」受講者旅費の支給対象・範囲・期限等が主な議題としてあげられ^(註21)、具体的な認定講習そのものに対する開講・不開講に関する議論は年度内には収束していた。

また、大分県でも日教組中央委員会の決定方針に追随するかたちで、1950 (昭和25) 年7月21日に大分県教職員組合は夏期認定講習への不参加を教育委員会側に申し入れたため、7月18日に教育委員会事務局により「各郡市教育課長会議」が開催されるとともに、各郡市の実情を聴取した上で教育長談話を発表し、認定講習の科目開講を延期することが決定された^(註22)。ところが、教育職員免許法施行法 (以下「施行法」と略す) の一部改正により新旧免許状切替の有効期限が3カ年延長されたことを受け、8月14日には認定講習が再開されることとなった^(註23)。

以上、認定講習に対する不参加の態度を表明するうちに、教育委員会側と組合側が妥結し、当初の現職教育計画を変更することで認定講習を再開した事例 (長野県・山口県・大分県) がみられた。ここでは、認定講習の即時中止または延期を要望する組合側と、各科目を開講した上で参加・不参加の判断を受講者側に委ねようとする教育委員会側の意見が対立し、認定講習の即時延期、受講料徴収の完全廃止、既受講分の旅費・宿泊費の即時支給について申入がなされた。ところが、施行法の一部改正により新旧免許状切替の有効期限が3カ年延長されると、当初の現職教育計画を変更するかたちで認定講習は再開された。

4. 認定講習運営における教育委員会と地方教職員組合の協力事例

第三に、認定講習の開設に先立って、そもそも教育委員会側と組合側が協力的な関係を構築していた事例である。例えば、北海道では、1950 (昭和25) 年度に推薦を受けた6,100名の現職教員を対象として認定講習の開設準備を進めており、7月1日からは全道約20会場で一斉に開講式を行う予定であったが、科目開講1週間前になって北海道教職員組合から受講者旅費の不支給を理由として認定講習への不参加に関する申入がなされた^(註24)。

そのため、教育委員会事務局としては教育委員の協力を得ながらも、3日間ほど徹夜で協議・交渉を行わざるを得ないほどであり、一連の経緯について浅沼英三 (指導主事) は以下のように回顧している^(註25)。

その中に全道の北教組支部長から受講者手当要求の電報が机上に山積する、又日教組からは全国的に受講拒否の指令がとぶ、全く一時はどうなることかと焦慮すること甚きものがあつた、若し折角文部省の認可を取つたこの、認定講習プランが崩されると云うことになれば授与単位数からいっても他府県の3倍以上というこんな計画はもう二度とできないのでここまで漕ぎつけた今迄の苦心が、すつかり水の泡となるかと思えば残念で仕方がなかつた。交渉は一進一退全く予測を許さなかつたが6月28日漸く両者歩みより妥結をみて教育長と北教組委員長との間に協約書が調印された時は全くホットして涙のでる思いであつた。

漸くしててんやわんやの認定講習もともかく全会場予定通り開始された。扱ふたをあけてみると例年にない酷暑で病人はでる、卒倒者はでる宿舎は宿舎で俄仕立なので鍋がない釜がない、蚊がでて眠れない等苦情百出、殊に女の先生などは赤ん坊をつれたり母親を伴なつて来たりするので急に宿泊予定人員が3倍に増加したりして、之亦係りを東奔西走せしめる結果となつた。

講義は講師が受講者の昔の教え子だったり講師の高遠なる理論を受講者が解し兼ねたりやれ参考書代が嵩むの、ノートが取り難いのと、何しろ多くの先生方は数十年振りの学生生活再現に初めは戸惑いしその応接に係員が朝から晩まで立ちつくすという事態が各会場で続出した。

併し次第になれてくると昔の記憶もよみ返り新しい興味も加わり2カ月の講義が終る頃には受講振りも板につき参加教員にいろいろな意味でプラスをしたことは動かし得ない事実である。

とも角いろいろの問題はあつたが本道の認定講習が予定通り実施し得た、全国唯一のものとして云つても過言ではない。これは本道の全大学の学長さんを始め関係全教授が終始好意を持つて、あたつて下さつたことと、参加した先生方が異常な努力をもつて最後まで真に受講してくれたためである、その他関係諸団体の示してくれた好意、殊に教員組合各支部が支部長を先頭に率先協力してくれたことは、感謝に堪えない。開講式当日などは教組の各支部は駅前にテント張り待機してくれたし夜は又宿舍の世話などで夜中まで働いてくれた。

(下線は筆者による)

このように認定講習をめぐる、教育委員会側と組合側の妥結により開設が決定されたものの、科目開講すると当初の想定どおりに進行しなかつた難点も多くみられ、特に運営に当たつた講習事務局は繁忙を極めていたことが分かる。しかし、次第に認定講習そのものは順調に進展し、組合側の各支長を筆頭に率先して協力する姿勢がみられるようになった。

他方、鳥取県では、鳥取県教育委員会と鳥取県教員組合の交渉過程において、当初から両者は免許状授与に関して対称的な立場をとっていた。すなわち、速やかに現職教員の新旧免許状切替を完了し、各学校の人員確保および適材適所の人事配置を行うことで「鳥取県教育行政に格段の前進的体制を確立したい意図」をもっていた教育委員会側と、出願手数料に関する負担軽減を要望した組合側の対立によって、当初の現職教育計画から1年延期されることとなった^(註26)。一方、組合員は現職教員として免許状授与の対象者でもあったことから、組合側も多額の費用を投じて出願書類の共同印刷を行つて協力の姿勢をとっており、そのことが「有形無形の事務進捗の促進」にもつながつたとされた^(註27)。このことから、同県では「正反合の弁証法的発展によつて客観性に富んだ結論」を得ることにつながつており、当初懸念された組合側の交渉は概ね好意的であり「建設的批判である点非常に免許事務進捗にいい影響を与えている」と総括された^(註28)。

以上、認定講習の開設に先立って、そもそも教育委員会側と組合側が協力的な関係を構築していた事例(北海道・鳥取県)がみられた。ここでは、当初から教育委員会側と組合側が対立していたものの、教育活動の推進および現職教員の身分保持(免許状の切替・更新・上進)という共通の利害関係のもとで、両者は妥結せざるを得なかつた。そのため、認定講習の開設直後こそ計画どおりに進行せず、また教育委員会事務局も免許検定事務のため繁忙を極めていたものの、次第に組合側からの協力・支援も得られるようになり、それらの結果として認定講習および免許検定事務そのものが順調に進展することになった。

5. 現職教育をめぐる受講者旅費増額運動の長期化事例

(1) 高知県における座談会「認定講習会を顧みて」の開催

第四に、認定講習受講拒否闘争をめぐる、受講者旅費の増額を争点とする対立が長期化した事例がみられた。例えば、高知県では、認定講習の開設初年度にあたる1950(昭和25)年9月1日に、高知県立中央図書館を会場として、座談会「認定講習会を顧みて」が開催された。ここでは、①講師側からは岡本一平(高知大学教育学部教授)・竹村儀一(高知県立高知農業高等学校高知市分校教諭)、②受講者側からは久保田朋一(高知市立高知商業高等学校教諭)・岩崎孝吉(高知市立新堀小学校教諭)、③開設・運営側からは北代周造(高知県教育委員会事務局教務課主席)・岡村龍太(同課管理係)・池遊(同課検定係)、④関係者として島本富士陽(高知市初月小学校PTA会長・高知市議会議員)・西村時衛(高知県教職員組合文化部長)が参加した^(註29)。とりわけ、認定講習の効果と将来計画に関して、高知県教育委員会事務局教務課により調査が進められたところ、以下のように関係者から問題の所在が指摘された。

まず、全体的な事項として、開設・運営側からは受講者旅費に関する意見の相違、免許法等改正への対応、週五日制の弊害に関するPTAの意見が弁明の根拠として示されたが、組合側からは身分が不安定な助教に対する支援策および受講者旅費の公平な支給を論点として批判がなされた^(註30)。次いで、講習内容に関して一部の講師・受講者からは肯定的な意見がみられたものの、内容の有効性と単位付与の合理性の問題が相次い

で指摘された^(註31)。そして、成績審査に関しては、そもそも認定講習の目的について現職教員の資質向上を重視している立場と、免許状取得・上進のための単位修得を重視している立場で意見が二分した^(註32)。

(2) 高知県教職員組合による認定講習受講者旅費増額運動の展開

一方、認定講習の開設をめぐることは、1950(昭和25)年度には当初7月末までの開講科目のみを計画しており、そのための経費として要求した約134万円の予算案は県議会の承認を得たものの、受講者旅費として要求した160万円は追加調査をもとに協議・検討することとなり保留された^(註33)。ところが、協議・検討により講習計画を全面的に変更せざるを得ない状況になったため、高知県および高知県議会関係者との折衝を経て、普通旅費に関しては6月の県議会において510万円が承認されたものの、受講者旅費に関しては県費200万円のほか「一時配当旅費」から700万円程度を立替支給する妥結案が承認された^(註34)。

そのため、以後は認定講習の受講者旅費増額運動が加熱していくこととなった。すなわち、7月4日の第21回教育委員会会議においては、6月30日および7月3日に出された高知県教職員組合からの申入に基づく「認定講習実施について」(議案5)が上程され、①既定方針どおりの開催もしくは変更に関する検討、②受講人員が少ない科目の会場変更、③再教育施策に対する単位追認に関して、以下のように審議が行われた^(註35)。

- 山原健二郎：認定講習実施について教育長から3つの提案があつたわけですが、この認定講習が非常に現実と遊離している、教員の生活実態や児童生徒の教育面の上に立つて考えられていない。そのため多くの不合理があり現在実施せられている県においてもいろんな不都合を生じている。本県においても県からは200万円、国庫からの補助は全然ないということは本県の教育委員会としても困る問題である。そこでこれを全国的な運動としてこの問題の解決に乗り出すことを教育長は考えているかどうかですか。
- 竹村源一郎(教育長)：免許法が無理であることはよく分っている。しかし改正という事が不可能であるかどうか分からないのにその運動に力を入れて講習をやらぬということは結局先生が不利になるのであつて責任ある立場にあるものとしてはやりかねます。
- 山原：認定講習をやることは委員会で決定しているからそれをいうのではない。教育長も認めている通りこの法は不合理な点があるし現実と遊離しているので講習をやらぬではなしに教育長あるいは教育委員の連絡会等で法改正とか国庫補助獲得とかいつた運動の計画をしているかどうかという質問です。
- 教育長：目下のところその計画はありません。どこの教育長も集るとたえず困つたものだと話をするがそれ以上の話はしたことはありません。
- 畠中芳男：会場の変更をするかも知れないというのは受講者が極めて少い会場でありましようが、選定の時この会場へはどれだけ来るか研究しなかつたのですか。次に再教育の単位の認定は教育委員会で自由に決定できるものですか。
- 教育長：地理的な面から19会場を選んだのですが受講者の人員については6月30日までということで調査していますがまだそろつていません。従つてどの会場にどの位の人数が集まるかはつきりわかりません。次に単位の決定については教育委員会においてやれることになっています。そのかわり非常に不合理な認定をしていると文部省から調査に来たとき査定でいかにないことになりますので一応全国的に他の県の考えていることもきいてみたいと思います。
- 山原：教育委員会で単位を決定することについて文部省が監査をするということは法的に現れているか。それとも便宜的なものか。
- 教育長：現在の講習においては法的には45時間で1単位というところから2単位という線がでたと思います。
〔小休〕〔正場〕
- 岩合茂(議長)：認定講習実施についてはすでに決議もしているし委員会の進むべき道はつきりしているのでその通りやればよいのであるが状況の変化もあつたのでそうした考察にたつてあくまで既定方針通り遂行してよいかどうか御審議願います。
- 山原：まず教組の申入れが問題になると思う。委員会としては既定方針通り講習を進めますか。教組としては現在の状態では不参加という事になれば講習は開くが現職の受講者は非常に少い結果になる。そんなことを問題にせず既定方針を強行するか。それとも組合と話し合うかをきめねばならぬと思う。
- 畠中：話しあう余地があるか、どうかをさきにきめてかかる必要がある。それによつて問題がかわつてくるのでそれを先に検討したい。
- 山原：それには6月30日の教組からの申入れが一応問題になつてくる。総額1,543万円の要求がでているがこれを検討して委員会として出せないなら出せないとはつきりすれば教組としてもある程度譲歩してくれる余地があるのではないか。
- 畠中：折衝によつて妥結の余地があるかということと同時に準備が決定に従つて進められているが予定された講習を実施するうえで時間的な余裕があるかということも考えられる。
〔小休〕
- 畠中：7条該当者以外が全部受講を希望した場合でも会場は収容力があるか。

- 山原：6月30日の教組の中入れに対し回答してはどうか。
- 教育長：会場は高知を除いて全部収容力がある。高知でもし収容出来ない時には収容する順序はそれぞれ考えている。
- 議長：教組からの申入れの回答については委員会の決定がそのまま回答になると思う。（この問題の対県対議会闘争の経過、決定の模様ならびにその至難であつたことを述べあわせて教組の申入れの時期を失したことに遺憾の意を表わし）特に教組が不参加になつた場合の責任はおわないということは納得できない。もつと話し合で解決できないものか。
- 西川隆重：教育委員会としては審議して決定しているのであるが教組の方では7条該当者以外も受講させよ。該当者以外にも旅費を支給せよ。の2点を不満として申入れて来ているのである。第1の点についてはほぼ解決できている。第2の点についてはわれわれとしても決して満足はしていないが現状としてはこれ以上止むを得ない。しかも今後の運動次第で好転もするのであるから組合としてもその方向に強力に応援するという態度に出してほしい。
- 〔正場〕
- 議長：教組から申入れがあつているので参酌して午前中の認定講習についての問題を決議の方向へ運ばさなければなりません。休会にして教組と話し合をしてはどうですか。
- 委員：異議なし。

（下線は筆者による）

このように、認定講習の既定方針が争点となり、財政の窮乏により同県の補助額200万円（国庫補助なし）で開講を強行しようとする教育委員会側に対し、総額1,543万円の補助を要求する組合側が全面的に対立した。特に、組合側からは認定講習の全面不参加も示唆されたが、当時は新旧免許状切替および仮免許状に有効期限が設定されていたことから、現職教員にとって科目開講時期の遅延が不利益に直結することは明白であった。その他にも、免許法第7条該当者以外の受講や旅費支給も要求されていたが、教育委員会側としては最大限の配慮を示しつつも組合側からの協力を要請することに終止した。結局のところ決議には至らなかったため、両者による自由懇談（座長：岩合茂議長）の機会が設定され、組合側からは、①免許法第7条該当者以外（特に産前・産後休業中の女性教諭422名）にも同等の受講機会を設けること、②受講者全員に旅費を実費で支給するために定員定額制の余剰金あるいは国庫補助金等から1,543万円を捻出すること、③10日からの科目開講は時期的に困難であることについて申入がなされ、このうち受講者旅費については将来的に普通旅費等から補填される確約が得られた^(註36)。しかし、岩合委員長は既定方針が三者協議会を通じて民主的に決定されたことを根拠として、これらの要求を拒否し、自由懇談は打ち切られることとなった^(註37)。

そして、再び教育委員会会議において、①認定講習は既定方針どおりに開講すること、②再教育施策に対する単位追認は法の趣旨に反しない範囲で受講者になるべく有利になるかたちで事務局に一任すること、③受講者数の少ない科目の会場変更は事務局に一任することが決定され（議決事項1）、早急に四国地方ブロックで連絡協議会を開催して決定事項を共有していくことが確認された^(註38)。また、8月8日の第22回教育委員会会議では、7月15日の協議内容を受けて組合側に対する稟議に基づく「認定講習について」（議案1）が上程され、①現職教員のうち免許法第7条の該当の有無を問わず受講者旅費（支給額は全員同率）を支給し、支給率・支給方法等は教育長に一任すること、②総額1,100万円を上限として全5期（第1～5期）の受講者旅費を支給すること、③受講者旅費は追加予算計画が確定されるまで既定の普通旅費を充てること、④認定講習の件は既定方針によることとし、その詳細は教育長に一任することが提案された^(註39)。このことについて採決の結果、賛成5名（岩合・西川・西内・畠中・坂本）、反対1名（山原）のため原案どおり可決され、また同時に上程された「認定講習計画の再検討について」（議案3）は法改正にともない既定の認定講習計画が変更され、協議会において具体案が決定されることとなった^(註40)。

(3) 全国都道府県教育長協議会における認定講習受講者旅費補助の支出基準算定

1950（昭和25）年11月6日から7日にかけて東京都日比谷図書館を会場として開催された全国都道府県教育長協議会の総会では、辻田力（文部省初等中等教育局長）から同年度の認定講習旅費補助が1億9,300万円（補正予算）であること、内藤誉三郎（文部省庶務課長）から受講見込者総数約70万人であるものの、法改正により仮免許状の更新期限が3年間延長されたため、予定どおり6カ年計画で完了する見込であり、地方財政平衡交付金の範囲内に収めることについて説明がなされた^(註41)。その場合、受講者1名当たり3,200円（80円×5日×8単

位)の支出を国庫負担・地方財政平衡交付金負担・本人負担の3分割とし、実態調査の結果に基づいて予算総額の20%は僻地・島嶼部および開講科目数の多い地区に優先的に配分し、その残りの予算を国内すべての現職教員(1950年4月30日時点の在職者)に対して一律に配分することとされた(註42)。

このような文部省による認定講習受講者旅費補助の支出基準算定を受けて、11月10日の第25回高知県教育委員会会議では、教育長の権限の下で予算編成の節減について「委員長、副委員長の件」(議案1)が上程され、普通旅費・認定講習受講者旅費等を節減対象に指定しないことが確認された上で、教育長協議会の席上において政府としても受講者旅費を1億9,000万円の補正予算として計上・提出し、そのうち高知県に対しては受講者1,791名に対して総額150万円が配分される予定であった(註43)。

その後、12月11日の第26回教育委員会会議では、認定講習受講者旅費に関する中央・地方政府間における折衝の経過について、文部省庶務課としては全国の実態を十分調査した上で実績に応じて配当する方針であり、高知県に対しても県費負担分の半額程度を支出するが、普通旅費の補填は認められなかったことを報告した(註44)。

1951(昭和26)年度は、三者協議会(6月30日開催)で提示された組合側の意見に基づいて7月3日の臨時会において「認定講習について」(議案2)が上程され、8月の認定講習における科目開講に関する緊急議題として、以下のような審議が行われた(註45)。

- 西川隆重：昨日午後委員長と私と教組にまいり委員長、副委員長、書記長にいました、こちら側から認講と給与問題は切りはなして再考して貰いたいと話しましたがその結果、最初の教組の主張の線を一步も出ませんでした。
- 利岡頼道(議長)：かく別現在それ以上の進展はありませんか。
- 西川委員：ありません。
- 山原健二郎：認講と給与問題は一緒であります。普通旅費は年度初に各高等学校に配分すべきものではありませんか。
- 岩合茂(教育長)：いづれにしても後に問題が残ると思われますのは文部省の認定講習の旅費配分は、どういようになつてくるかわかりません。文部省から補助金をとるのに不利になりはしませんか、やらないとすると仮免をもっている方は非常に困ることになると思います。大学での現職教育を開設する受講者に対する旅費の問題もあります。
- 山原：大学の講座は8月に認定講習をやればどうなりますか。
- 教育長：公開講座をやつた後から旅費を出すことになりますといままでの公開講座に旅費を出してないものがあります。実施しない場合要するに県理事者に対する問題と国の補助関係と大学側の問題があります。大学側は一応了解してくれると思います。国の方は宇賀主事の上京の際の話では補助は本年と来年とが多いようであります。
- 宇賀登喜雄(事務局教務課長補佐)：文部省は10年間に延期されたので10年計画を立てたようであります。
- 議長：8月認定講習は受講者が少い見込である、これを延期して年間に適当の時期を見て行うことにしてはどうですか。
- 山原：大学の公開講座を8月開くことにした場合その受講者の旅費の問題もあります。
- 西村：大学の公開講座の問題は切離して先にのぼしてはどうですか。
- 〔正場〕
- 議長：御意見を願います。
- 西川：認定講習の件については色々考えなければならぬ点がありますが第一にその講習が有意義であり、経費が効果的に使われなければならないと思います。これがためには受講者の受講意欲が低いように思われます。只今はその時期でないと考えますので、我々は今後できるだけ努力して、受講意欲を高めることにし、適当な時期をみて行うことにしてはどうですか。
- 議長：只今西川委員から御意見がありました、どうでありますか。
- 〔異議なし〕
- 議長：それではそういうことにいたします。
- 山原：それに関連しますが、文部省の旅費の配分が7月中に行われるから今度はどうしても多くとるようにしなければならぬ、8月まであらゆる資料をあつめておかねばならぬ、相当綿密な対県会対策をねつておきたい。例えば対策委員会のようなものを作り、委員も加わつて県会で納得のいくような準備をするよう本日決議しておいていただきたいと思います。

(下線は筆者による)

このように、同年度の認定講習をめぐっては、現職教員に対する受講者旅費補助の問題と給与の問題を別

個に検討しようとする教育委員会側と、両者を現職教員の待遇改善のための共通問題として捉えようとする組合側で意見が対立した。ところが、認定講習を不開講とした場合、新旧免許状切替対象者および仮免許状所有者が不利益を受けることから、大学公開講座を開設する代替案が出された。しかし、同案については、①所要単位の既修得者に対する受講者旅費が未支給であることから平等性が担保されないこと、②そもそも受講者側の学修意欲が低いことを根拠として、8月の開講科目については延期されることが決定した。これらの経緯について、教育委員会側は予算案作成のための準備が不足していたことを認めた上で、以後は県議会対策委員会を新設し、予算化を綿密に進めていくことを確認した^(註46)。

しかし、8月29日の教育委員会臨時会では、高知大学側が「教育学部は親子のような関係にありますからやらねばならないと思いますが、公開講座のことで学長も気を悪くしています」と報告した上で、「学部長は9月上旬渡米せられるのでそれ迄に地ならしをしてもらおうようたのんでおきました」と経過を説明した^(註47)。ところが、渡米前に教育学部長の桜井精兵と協議したところ「協力は惜しまない」旨の返答があり、また文部省庶務課長の内藤誉三郎によれば受講者旅費を計上する予定であり、教育委員会側も文部省の提示額と同額の子算を10月の県議会に提出する方針を固めた^(註48)。

そして、12月14日の教育委員会会議では「認定講習について」（議案1）が上程され、受講者旅費は「住所から会場まで」の支給を要求する組合側に対して、会計の都合上「勤務校から会場まで」の旅費が算出されることとなった^(註49)。あわせて、提案された同年度の認定講習に関する実施計画についても審議され、その結果として原案どおりの日程で開講することが決定された^(註50)。

これらの経緯により、以後の開講年度においても、認定講習関係の予算については同程度の規模が維持されることとなり、8月の夏期休暇中に科目を開講するために、2月の県議会に予算要求案が提出され、そこで議決を経て諸般の準備が進められるという一連の手続が定着していった。例えば、1952（昭和27）年度は当初要求額の約1,159万円に対して県議会では約566万円が承認され^(註51)、翌年度は当初要求額の約706万円に対して県議会では約583万円が承認され、高知県においては予算規模の大きい事業として推移した^(註52)。

以上、認定講習の開設をめぐる、受講者旅費の増額を争点とする対立が長期化した事例（高知県）がみられた。ここでは、認定講習に関する座談会の席上で、①受講者旅費に対する教育委員会側と組合側の意見の相違、②免許法等改正への対応、③助教に対する受講者旅費の公平な支給、④講習内容の有効性と単位付与の効率性、⑤認定講習の目的に対する重点事項（資質向上または単位修得）といった諸種の問題が相次いで指摘された。特に、現職教員に対する受講者旅費補助の問題と給与の問題を別個に検討しようとする教育委員会側と、両者を現職教員の待遇改善のための共通問題として捉えようとする組合側で意見対立が長期化した。

5. 総括

以上の分析と考察を通して、以下のことが明らかになった。

すなわち、認定講習が施行的に実施されていくうちに、受講者側の経済的・時間的制約と各学校における教育活動の制約の問題が顕在化していった。そのため、日教組は現職教員の既得権益保護を目的として、諸種の制約が解消されていないうちは認定講習に参加しないよう各都道府県の教職員組合に呼びかけた。しかし、日教組はあくまで単組（単組）の連合体であるため、当然その決定方針は単組の社会運動を拘束するわけではなかった。そのため、認定講習の前提となる都道府県教育委員会と都道府県教職員組合の関係性が、認定講習受講拒否闘争および旅費増額運動にも影響しており、社会運動をめぐる動態は一様ではなかった。

すなわち、1950（昭和25）年度における認定講習の開設をめぐる、①教育委員会側と組合側の交渉決裂を受けて、組合側の主導により認定講習への不参加を断行せざるを得なかった事例（山形県・熊本県）、②認定講習に対する不参加の態度を表明するうちに教育委員会側と組合側が妥結し、当初の現職教育計画を変更することで認定講習を再開した事例（長野県・山口県・大分県）、③認定講習の開設に先立って、そもそも教育委員会側と組合側が協力的な関係を構築していた事例（北海道・鳥取県）がみられた。

その場合、認定講習の開設をめぐる意見対立の主な論点としては、①各科目（1単位分）の所要期間に関して受講者の時間的制約を軽減するために3日間を堅持したい組合側と、単位付与水準の保証のために4日間に増設したい大学側との意見対立、②受講者の経済的制約に関して受講料徴収の完全廃止および既受講分の旅

費・宿泊費の即時支給を求める組合側と、デフレーション不況にともなう財政的條件の窮乏を理由として保留していた教育委員会側の意見対立、③認定講習の科目開講に関して即時中止または延期を要望する組合側と、開講した上で参加・不参加の判断を受講者側に委ねようとする教育委員会側の意見対立、④認定講習の受講目的に関して免許状上進のための単位修得を主とする組合側と、現職教員の資質向上を主とする教育委員会側の意見対立、⑤現職教員の待遇改善に関して受講者旅費の問題と給与の問題を共通問題として捉えようとする組合側と、両者を別個の問題として検討しようとする教育委員会側の意見対立がみられた。これらの争点について、認定講習の計画・審議・運営を担う主管機関内に、受講者代表として地方教職員組合員を位置づけていた場合、受講者側の既得権益の保護や経済的・時間的制約の軽減を図るための意見・要望・要求が表明されやすい環境にあったといえる。

しかし、当時は新旧免許状切替および仮免許状について有効期限が設定されていたことから、組合員（現職教員）にとって認定講習を受講（所要単位を修得）しないことが身分保持上の不利益に直結することは明白であった。そのため、1951（昭和26）年3月31日の施行法一部改正により仮免許状の有効期限が3カ年延長されたことを受け、認定講習受講拒否闘争は次第に沈静化していくこととなった。

ところが、認定講習の開設をめぐる、受講者旅費の増額を争点とする対立が長期化した事例（高知県）も一部みられた。この問題状況に対して、文部省からは全国都道府県教育長協議会において、①認定講習の受講者旅費補助のための補正予算が成立したこと、②仮免許状の有効期限が3年間延長されたことにより、現職教育計画を6カ年に変更した上で、地方財政平衡交付金により支出することに関する説明がなされた。その場合、受講者1名当たり3,200円（80円×5日×8単位）の旅費補助額について国庫負担・地方財政平衡交付金負担・本人負担の3分割とし、受講希望者に対する実態調査の結果に基づいて予算総額の20%は僻地・島嶼部および開講科目数の多い地区に優先的に配分し、その残りの予算を国内すべての現職教員（1950年4月30日時点の在職者）に対して一律に配分することとされた。

参考文献

- 芥川祐征「校長免許状制度の成立・緩和・廃止過程における日本教職員組合の影響 — 労働組合としての認定講習拒否闘争と職能団体としての教育研究大会 —」『公教育計画研究 — 公教育計画学会年報 —』第12号, 2022, 118-136頁
- 大橋基博・佐々木亨「学校教育法案の形成過程 — 学校教育法諸草案の特徴と変遷を中心に —」日本教育学会編『教育学研究』第50巻, 第4号, 1983, 41-50頁
- 海後宗臣編『教員養成』「戦後日本の教育改革」第8巻, 東京大学出版会, 1971, 293-297頁
- 北神正行「学校管理職の資格要件と養成プログラムの開発に関する研究 (I) — 校長免許状制度の成立過程の分析を中心に —」『岡山大学教育学部研究集録』第122巻, 2003, 123-131頁
- 国立教育研究所編『学校教育』「日本近代教育百年史」第6巻「学校教育」教育研究振興会, 1974, 612-614頁
- 古野博明「学校教育立法案過程の第四段階について」『北海道教育大学紀要』教育科学編, 第43巻第1号, 1992, 93-107頁
- 高木加奈絵「教大法制定に対する日本教職員組合の影響力」『日本教育政策学会年報』第27号, 2020, 140-153頁
- 高野桂一『基礎理論』高野桂一著作集「学校経営の科学」第1巻, 明治図書, 1980
- 高野桂一『学校経営のための法社会学 — 学校現場の「生ける法」を見直す —』ぎょうせい, 1993
- 高橋寛人「校長・教育長・指導主事免許状の創設・改廃過程 — 教育職員免許法に関する一考察 —」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室編『研究集録』第14号, 1983, 29-47頁
- 高橋寛人「CIEの戦後日本教育民主化政策におけるIFELの位置と機能」『研究集録』東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室, 第15号, 1984, 1-21頁
- 高橋寛人「占領下の教職員現職教育におけるワークショップ」『研究集録』東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室, 第16号, 1985, 17-32頁
- 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』風間書房, 1995
- 高橋寛人「戦後日本における免許・資格制度の設置と廃止をめぐる問題から」『教育制度学研究』第2号, 1995, 106-111頁
- 高橋寛人「学校指導者免許制度の誕生と挫折」『学校指導者 — 教育長・校長・指導主事の養成 —』（「季刊教育法」第115号: 1998年3月臨時増刊号）, エイデル研究所, 1998, 6-15頁
- 高橋寛人「免許制度の歴史と課題および大学院における養成の可能性」小島弘道編『校長の資格・養成と大学院の役割』

- 東信堂, 2004, 39-53 頁
- 高橋寛人「教員養成・資格に関する教育刷新委員会の建議への文部省と CIE の対応 — 占領下における『教員養成制度刷新要綱案』作成経緯の検討 — 」横浜市立大学学術研究会編『横浜市立大学論叢』人文科学系列, 第 63 巻第 2 号, 2012, 1-39 頁
- 徳久恭子「占領期における日教組の法的地位の変遷」立命館大学政策科学会編『政策科学』第 22 巻第 3 号, 2015, 145-172 頁
- 中島太郎編『教員養成の研究』第一法規, 1961 年
- 日本教職員組合編『日教組十年史 1947-1957』日本教職員組合, 1958
- 布村育子「日本教職員組合における全面講和論の選択 — 中央執行委員会内の議論に注目して — 」日本教育学会編『教育学研究』第 87 巻第 3 号, 2020, 329-341 頁
- 羽田貴史「教育公務員特例法の成立過程 (その I)」『福島大学教育学部論集』第 32 巻第 3 号, 1980, 37-48 頁
- 広田照幸編『歴史としての日教組』上巻「結成と模索」名古屋大学出版会, 2020
- 牧昌見「校長の管理権限の変遷 — 戦前, 戦後の比較研究 — 」『学校運営研究』第 6 巻第 10 号, 明治図書, 1967, 66-73 頁
- 槇枝元文『槇枝元文回想録 — 教育・労働運動に生きて — 』アドバンテージサーバー, 2008
- 元兼正浩「制度としての校長の地位の変遷」牛渡淳・元兼正浩編『専門職としての校長の力量形成』花書院, 2016, 15-29 頁

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち基盤研究 (C) 「校長候補者を対象とした現職教育制度における学修単位認定の史的検討」(研究課題番号: 22K02229, 2022~2025年度, 研究代表者: 芥川祐征) の助成による研究成果の一部である。また、占領下日本の地方教育史料に関する調査の過程で、国立国会図書館・国立教育政策研究所教育図書館をはじめ各都道府県の公立図書館・公文書館等のうち103館から協力をいただいたこと、深く御礼申し上げたい。

脚註

- (1) 山形県教育委員会事務局調査課編『山形県教育委員会月報 Panoramic Shous of Educational of Yamagata Prefecture』第 2 巻第 8 号 (昭和 25 年 11 月号), 山形県教育委員会事務局調査課, 1950, 22 頁 (山形県立図書館所蔵)。
- (2) 同編『山形県教育委員会月報 Panoramic Shous of Educational of Yamagata Prefecture』第 2 巻第 9 号 (昭和 25 年 12 月号), 1950, 7-9 頁 (山形県立図書館所蔵)。発言者の氏名は次の文献により特定した。山形県教育委員会事務局調査課「事務局・教育長並びに各課 (所) 長」同編『教育のあゆみ 1950』昭和 25 年度版「山形県教育年報」山形県教育委員会事務局, 1951 (山形県立図書館所蔵)。
- (3) 熊本県教育委員会事務局編『教育委員会報』創刊号 (昭和 25 年 8 月号), 熊本県教育委員会, 1950, 44 頁 (熊本県立図書館所蔵)。
- (4) 同上, 48 頁。もともと熊本地区・松橋地区・八代地区・浜町地区・人吉地区・佐敷地区・本渡地区・一町田地区・玉名地区・山鹿地区・隈府地区・内牧地区・高森地区の 13 会場に分けられていた (同編『教育委員会報』第 2 号 (昭和 25 年 9 月号), 1950, 37 頁: 国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。
- (5) 前掲註 3『教育委員会報』創刊号 (昭和 25 年 8 月号), 1950, 44 頁。
- (6) 同上, 44 頁。
- (7) 同上, 44 頁。
- (8) 同上, 44 頁。教職員組合の機関名称は次の文献により特定した。熊教組運動史編集委員会編『熊本県教組運動史』熊本県教職員組合, 1987, 3 頁 (熊本県立図書館所蔵)。
- (9) 同上, 44 頁。
- (10) 前掲註 3『教育委員会報』第 2 号 (昭和 25 年 9 月号), 1950, 4 頁。
- (11) 同上, 48 頁。その他にも、教育委員選挙における教育関係者 (特に教職員組合員) の占有率の問題、市町村教育行政における選挙によらない「地方教育諮問委員会」の設置、教育委員会事務局の機構改革 (視学委員の学校勤務の促進) に関しても勧告が出された。
- (12) 長野県教育委員会編『昭和二十六年度 長野県教育年報』長野県教育委員会, 1953, 248 頁 (県立長野図書館所蔵)。
- (13) 同上, 248 頁。
- (14) 同上, 248 頁。ここで、主管する教学指導課としては、当初から「既定計画をあくまで遂行することにはらをきめていた」とされたが、①認定講習の科目開講を強行しても受講者の意欲がみられない場合は意義がなくなること、②CIE によって施行法第 7 条の有効期限の延期が承認されたという確実な情報を入手したことから、諸般の状況を

総合的に勘案して教育委員会に意見を提出した(同上, 248-249頁)。

- (15) 同上, 249頁。また, 予算については組合側の要望により, 県費 518 万余円の計上が新たに認められたことで受講料が全額免除されるとともに, 教員研究費として県費 750 万円, 国庫補助 380 万余円が重ねて計上された。
- (16) 同上, 249頁。
- (17) 山口県教育委員会事務局調査統計課編『山口県教育委員会広報』第2巻第7号(通巻20号:昭和25年7月号), 山口県教育委員会事務局調査統計課, 1950, 17頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。発言者の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。山口県教職員組合編『山口県教職員録』昭和25年度, 山口県教職員組合, 1950, 315-317頁(山口県立山口図書館所蔵)。なお, 当時の同県における教育委員の職業については, 青木健治(県更生会副会長・山口県社会教育委員)・熊谷蔵之允(医師)・黒神直久(山口県小学校PTA連合会長・日本PTA協議会常任理事・宮司)・林覚(山口県視学)・松岡留治(山口市立湯田小学校教諭)・宮崎匠(同大殿小学校校長)であった(「初の県教育委員/われらの選良六名決まる」『防長新聞』昭和23年10月7日朝刊)。
- (18) 同編『山口県教育委員会広報』第2巻第8号(通巻21号:昭和25年8月号), 1950, 6頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。発言者の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。山口県庁編『山口県職員録』(昭和25年10月現在), 山口県庁, 1950, 71頁(山口県立山口図書館所蔵)。
- (19) 前掲註17『山口県教育委員会広報』第2巻第12号(通巻24号:昭和25年12月号), 1950, 19頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (20) 同編『山口県教育委員会広報』第3巻第2号(通巻26号:昭和26年2月号), 1951, 4頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (21) 同編『山口県教育委員会広報』第3巻第3号(通巻27号:昭和26年3月号), 1951, 4頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (22) 大分県教育委員会編『教育こうほう kyouikukoho』第2巻第11号(通巻20号:昭和26年3月号), 大分県教育こうほう協会(大分県教育庁内), 1951, 29頁(大分県立図書館所蔵)。
- (23) 同上, 29頁。特に, 受講者旅費については, 国庫補助により350万円の支給を受けることとなり, 同県による350万円の支出と合わせて計700万円を受講者に支給することが決定され, 2月20日には受講者代表と配分方針について協議が行われた(同上, 39頁)。
- (24) 北海道教育委員会調査課編『北海道教育委員会月報』第1巻第9号(通巻9号:昭和26年3月号), 北海道教育委員会調査課, 1951, 42-43頁(北海道大学附属図書館所蔵)。なお, 北海道は現職教員の移動が長距離であったことから, 受講者の3割以上が宿舍斡旋を希望していた。そのため, 主管課係員は「自分の出張旅費をさいて土産を買って, 宿舍になりそうなお寺やら寮やらを虱つぶしに一々訪問して頼みまわらざるを得ぬ仕儀」であり, 結局は開催地区の各学校から教室の提供を受けて開設の見通しがついた。
- (25) 同上, 43頁。
- (26) 鳥取県教育委員会事務局調査企画課編『昭和24年度 教育要覧』鳥取県教育委員会事務局調査指導課, 1951, 104頁(名古屋大学附属教育発達科学図書室)。
- (27) 同上, 103頁。
- (28) 同上, 104頁。
- (29) 高知県教育委員会事務局調査課編『教育月報』第2巻第9号(通巻11号:昭和25年9・10月合併号), 高知県教育委員会事務局, 1950, 2頁(高知県立図書館所蔵)。司会については, 細木真一郎(高知県教育委員会事務局調査課長)が務めた。
- (30) 同上, 2-7頁。特に, 組合側は法闘争と経済闘争を区別した上で, 中央・地方政府の財政的負担も考慮し, 現職教育の有効性についても疑問を投げかけた。この意見については講師側(大学教員)も同調しており, 従来のような講義形式による実施ではなく, 現職教員の職務に沿ったワークショップの実施が求められた。
- (31) 同上, 2-7頁。前者については, 理論的な側面から講義を行った場合には「現場から離れている」「抽象的だ」という批判がなされ, 実践的な側面から講義を行った場合には「低調だ」「卑俗で学問的でない」という批判がなされた。一方, 後者については, ワークショップの方法が有効であることは認めながらも, 受講人員や会場定員の問題から効率的ではないという批判がなされた。
- (32) 同上, 2-7頁。すなわち, 大学側からは同一の免許状を取得する場合の手段として, 大学の正規課程における単位修得と現職教育による単位修得の整合性の問題が指摘された。一方, 受講者側からは教育職員免許状が業務独占資格であることを根拠として, 終末試験の簡素化や出席状況に基づく単位付与を求める意見が相次いだ。
- (33) 高知県教育委員会事務局調査課編『昭和二十六年版 高知県教育年報』高知県教育委員会, 1951, 62頁(高知県立図書館所蔵)。高知市および近郊の会場では土日講習を, 郡部の会場では10日間程度の長期講習を開設する予定であった。
- (34) 同上, 62頁。
- (35) 同上, 26-27頁。当時, 文部省としては再教育施策に対して2単位追認する意向であったが, 同年5月30日の四

国地方ブロックの教育委員連絡会では最低3単位を追認する方針を決定しており、なかには5単位を追認する県もみられた。なお、講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。高知新聞社編『高知年鑑 昭和26年版』高知新聞社、1950、26頁（高知県立図書館所蔵）。文部省初等中等教育局地方課編『教育委員会関係名簿（昭和27年8月現在）』東洋社、1952、88-90頁。

- (36) 同上、27頁。
- (37) 同上、27頁。懇談会の結果を受けて、組合側からは20時30分までに非公式の回答が出されることとなった。
- (38) 同上、27頁。
- (39) 同上、27頁。
- (40) 同上、28頁。なお、免許法第7条該当者以外で旅費を支給されなかった者については、既定方針どおり受講することが確認された。
- (41) 福岡県教育庁総務部総務課編集『教育福岡』「福岡県教育委員会広報誌」第2巻第12号（通巻16号：昭和25年12月号）、福岡県教育委員会、1950、46頁（福岡教育大学学術情報センター図書館所蔵）。同協議会では、各都道府県教育長・協議会事務局職員が参加し、アメリカ側からはCIEのルーミス（A. K. Loomis：教育課長）・ウェアー（S. E. Ware：教育課職員）が、日本側からは文部省の剣木亨弘（事務次官）・辻田力（初等中等教育局長）・関口鯉吉（専門学務局長）・森田孝（大臣官房文書課長）ほか関係課長が出席（天野貞祐文部大臣は翌日から出席）した。
- (42) 同上、46頁。あわせて、①普通旅費4,000円を支出すること、②基準財政需要額の満額であること、③予算獲得できず不開講となる場合は当該旅費を支給しないことが確認された。
- (43) 前掲註29『教育月報』第5巻第3号（通巻28号：昭和28年3月号）、1953、32頁（高知県立図書館所蔵）。このことについて、教育長は「ちようどころらへ本省から調べにも来ましたので高知県としてはこのうえに300万円もらいたいと要求して参りました」と述べ、以後は「11月末各県から資料がまとまり12月に決定するようでありますので、12月上旬には誰か出張する予定」であることを説明した。なお、このことは、11月13日の教育委員会臨時会において「昭和25年度実行予算の編成について」（議案1）検討していく中で、同年度の予算編成について普通旅費および認定講習受講者旅費等は節減対象として指定しない方針とされ、その決定については教育長に一任せず、教育委員会に諮ることが確認された（前掲註33『昭和二十六年版 高知県教育年報』31頁）。
- (44) 同編『昭和二十六年版 高知県教育年報』36頁。なお、翌年度の予算については1億5,000万円が承認されたため、県内の受講者は各4単位を修得できる方針が示された。
- (45) 同編『昭和二十七年版 高知県教育年報』1952、16-17頁（高知県立図書館所蔵）。開会に先立って教育長によって、①8月開講科目の認定講習に関する予算は県との折衝の結果290万円が計上されたこと、②受講者旅費は6月の時点で予算の見通しがつかず、8月には計上するつもりであること、③受講者旅費は普通旅費から補填する予定であるが、組合側から昇給・昇格の予算に関する要望書が提出されてから検討することに関して説明がなされた。なお、講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。前掲註35『教育委員会関係名簿（昭和27年8月現在）』東洋社、1952、88-90頁。
- (46) その後、8月22日に教育長が認定講習の受講者旅費に関する陳情のために文部省の庶務課へ訪問した際、高知県教育委員会として同年度は受講者6,426名に対して4単位分の科目を開講する計画を説明したところ、早急に認定講習開設のための申請書を提出するように促された（同上、20頁）。
- (47) 同上、20頁。
- (48) 同上、22頁。
- (49) 同上、25-26頁。
- (50) 同上、130頁。認定講習関係の予算は、当初要求額が約1,310万円であったものの、6月の県議会における承認額が294万円（受講者旅費を除く）、10月の県議会における承認額が341万円（受講者旅費補助額）であり、計635万円にとどまった。
- (51) 前掲註33『昭和二十八年版 高知県教育年報』1953、65頁（高知県立図書館所蔵）。その内訳は、講師手当が約124万円、講師旅費が90万円、受講者旅費が300万円、講習開設諸費が約53万円であった。
- (52) 同編『昭和二十九年版 高知県教育年報』教育年報頒布会（高知県教育委員会事務局内）、1954、126頁（高知県立図書館所蔵）。その内訳は、講師手当が90万円、講師旅費が約93万円、受講者旅費が300万円、講習開設諸費が約100万円であった。

